

令和7年度「明治日本の産業革命遺産」世界遺産登録10周年広報業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度「明治日本の産業革命遺産」世界遺産登録10周年広報業務

2 目的

県では、平成27年7月に世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」の佐賀エリアの構成資産である「三重津海軍所跡」について、史跡の管理者である佐賀市や関係団体と連携しながら、その価値や保全に関する県民理解の促進に努め、活用の推進に取り組んでいる。

本事業では、令和7年7月に世界遺産登録10周年を迎えることから、県民に改めて「明治日本の産業革命遺産」及び「三重津海軍所跡」の価値や素晴らしさの情報発信に取り組むことで、三重津海軍所跡や登録10周年関連事業への誘客を図ることを目的とする。

3 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、県と受託者が協議して定めた内容についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては、県と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

4 業務概要

(1) 委託期間

契約締結の日から令和7年12月31日（水）まで

(2) 予算の上限

金4,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

(3) 広報ターゲットエリア

佐賀県内

5 業務内容

(1) 広告の掲載予定時期、内容等

	掲載予定時期	掲載回数	掲載紙及び掲載枠	内容（予定）
I	6月中旬	1回（朝刊）	新聞：5段カラー	<事前広報> 「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録10周年記念事業の開催告知
II	6月下旬	1回（朝刊）	新聞：5段カラー	<事前広報> 「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録10周年関連事業（佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館企画展）の開催告知

Ⅲ	7月上旬 ～7月中旬	1回(朝刊)	新聞：15段カラー	<Ⅰの事後広報> 「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録10周年記念事業の振り返り記事掲載
Ⅳ	10月中旬	1回(朝刊)	新聞：5段カラー	<事前広報> 「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録10周年関連事業（佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館企画展）の開催告知

※掲載時期は上記を想定しているが、掲載日については協議のうえ決定する。

(2) 広告制作・掲載等

(1) に示す登録10周年関連事業(3件の催し)が、ターゲットに向けて広く伝わるよう、広報を行うこと。なお、広報媒体は主に新聞への広報記事掲載(事前広報・事後広報合わせて4件)を想定しているが、より優れた手段があれば提案してよいものとする。

- ・ 本委託事業に係る広告の企画、編集及び制作(記事の作成、写真・イラスト等の調達、デザイン・レイアウト、版下作成(完全データ作成まで)、紙面掲載に係る事務(広告紙面の確保、入稿)、掲載料の支払いを行うこと。
- ・ 掲載内容を把握するための打ち合わせの機会を十分に設けるとともに、全体的なスケジュール管理を行い、無理のない日程にて業務を遂行すること。
- ・ わかりやすいデザインや絵、フォントの大きさなど広告を見た人の興味、関心をひき、来場促進等につながるものにする。こと。(活字媒体以外を提案する場合も見人の立場に立った広告を作ること)
- ・ 県や市から提供できないものについては、必要に応じて絵や図等を制作すること。
- ・ 催しの実施主体である佐賀市とも連携を行うこと。
- ・ 活字媒体以外を提案する場合でも、全ての費用を予算内で行うこと。
- ・ 掲載する素材等は著作権使用の許諾を得たものを使用すること。
- ・ 作成した素材については、県や市が所有する各種SNSでも使用の可能性があるため、掲載するデータの納品も行うこと(広告を用いてXやInstagram等のSNSで発信することを意識した紙面レイアウトとすることが望ましい)。

(3) 校正

校正は3回以上行うこととする。

最終校は、実際に掲載する色を確認できる紙で校正を行うこと。

6 委託料の支払い

完了払い

7 業務実施上の留意点

(1) 著作権について

- ・ 受託者が本委託契約において制作したデータや写真、イラスト文書等の著作権(著作権法第

21 条から 28 条に定める全ての権利を含む) は、県(発注者)に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、発注者と協議するものとする。

- ・ 成果品は発注者および発注者が許可した団体においては、広報等に随時使用を行えるものとし、必要に応じて再編集・複製等できるものとする。
- ・ 本委託契約の遂行にあたり必要となる第三者が所有する素材等を用いる場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、受託者が著作権処理等を行うこと。必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ・ 制作にあたっては、肖像権や意匠権、著作権その他権利等について撮影前に発注者への了承を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- ・ 著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、発注者は責任を負わない。
- ・ その他必要となる著作権の取扱いについては、受託者が関係団体等と協議を行うこと。

(2) 守秘義務事項

- ・ 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等は他に漏らしてはならない。
- ・ 受託者は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」(以下、特記事項)を遵守しなければならない。

(3) 再委託の場合

- ・ 実施や業務の再委託に際しては、発注者と事前協議を行うこと。
- ・ 受託者は、受託業務の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者に対して、上記 7 (2) の特記事項を遵守させなければならない。

(4) その他

- ・ 業務終了後は、業務完了報告書を 1 部作成し、発注者に提出すること。
- ・ 本業務の遂行に必要な経費(資料等作成費、運営管理費等)はすべて契約金額に含まれるものとする。
- ・ 上記(1)～(4)を実施するにあたり、業務の進捗管理を適切に行うこと。必要に応じて県との打合せを実施すること。本仕様書にない事項については、その都度県との協議の上決定する。

8 成果物

受託者は、次に掲げる成果物を委託期間内に納品すること。

なお、成果物の著作権は県に帰属するものとする。

- (1) 業務完了報告書 1 部
- (2) 掲載した広告媒体(掲載紙現物) 3 部
- (3) 校了済み電子データ(PDF)
- (4) 取材に際し撮影した写真データ 一式
- (5) その他県と受注者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

9 問合せ先、担当

佐賀県 文化・観光局 文化課（担当：志水、園田）

〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59

TEL : 0952-25-7236 FAX : 0952-25-7179